

議案第一二二号

町税条例の一部を改正する条例について

別紙のとおり町税条例の一部を改正するものとする

昭和三十八年十一月三十日提出

三 朝 町 長 坂 本 雅 己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



提案理由

地方税法の改正に伴い、軽自動車税に特殊自動車税が含まれたこと、並に
国民健康保険税の課税に当り、低所得者に対する税負担の軽減措置がとり
たこと、たばこ消費税、電気ガス税の税率が改正されたこと、その他条文用語
等が整備されたため、条例の一部を改正する必要がある。

町税条例の一部を改正する条例 (案)

町税条例(昭和三十三年三朔町条例第一号)の一部を次のとおり改正する。

第十八条の二を第十八条の三に第十八条の三を第十八条の四に改める。

第十八条の次に次の条を加える。

「災害等による期限の延長」
第十八条の二

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告

申請、請求その他の書類の提出(不取申立てに因するものを除く)又は納付若しくは納入(以下

本条中「申告等」という)に因する期限までにこの条の行為をすることができないと認められ

場合に付、地蔵期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、町長が公示により行うものとする。

3 町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に因する期限までに、この条の行為を

することができないと認められる場合には、第一項の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者

の申請により、その理由のやんだ日から、納税者については二月以内、特別徴収表発着者につい

ては三十日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後すみやかにその理由を記載した書面で行な

ければならない。

5 町長は、第三項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特

別徴収義務者に通知しなければならぬ。当該期限の延長を認めないときもまた同様とする。

二十九条中「百円以上であるときは」及び「百円未満の徴収があるときは、これを切り捨てる」を削り

「一日三兆」とあるを、「一日四兆」を併せて発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については一日二兆に改め同条但書を削る。

三十一條(見出しを含む)及び三十二條第一項中「徴収令書」を「納税通知書」に改める。

三十三條第二項中「第五十二條の規定による」百円以上であるときは」及び「百円未満の徴収があるときは、

これを切り捨てる」を削り「一日三兆」と「一日四兆」を併せて発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については一日二兆」に改め同条但書を削る。

三十四條第一項中「(書きの次に)である場合においては 当該納税義務者の前年中の給与所得に係る前

待別額等の均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する」に改める。

三十八條第三項中「百円以上であるときは」及び「百円未満の徴収があるときはこれを切り捨てる」を削り

「一日三兆」と「一日四兆」を併せて発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については一日二兆」に改め但書を削る。

三十九條第二項を次のとおり改める。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法三十一條の八第一項若しくは第二項又は、第七項の納期限(同条第四項の規定による申告に係る法人税額に係る不足税額についても同条第一項又は、第三項の納期限によるものとする。なお納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする)の翌日から納付の日までの期間(法三十一條の十二第一項の規定

による更正があつた場合において（法人税に係る延滞税の額）の計算の基礎となる期間から控除
された期間があるときは、当該控除された期間を除く）に及び、当該不足税額百円に於いて一日
四匁（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間
については一日二匁）の割合を來じて計算した金額に相当する延滞金^{（税）}を加算して納付しなければ
ならない。

~~第七十條~~ 削除

第五十二條 削除

第五十七條 第三項及び第四項中「徴税令書」と「納税通知書」に改める。

第五十八條 第二項中「徴税令書」と「納税通知書」に改める。

第六十九條（見出しを含む）中「徴税令書」と「納税通知書」に改める。

第七十條第二項中「徴税令書」と「納税通知書」に改める。

第七十一條 削除

第七十三條 第二項中「第七十一條の規定による」が「百円以上であるときは」及び「百円未満の罰款があるときは」

これを切り捨てる」と削り、「一日三匁」と「日四匁（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日
から起算して十日を経過した日以前の期間については一日二匁）」に改め但書を削る。

第七十八條を次のように改める。

（固定資産評価審査委員会改定）
第七十八條 固定資産課税の金額に於いて、
十八條第一項、第四十七條第二項又は法第七十四條第一項若しくは第二項の規定によつて

土地登記法又は建物登記法に登記された事項及び法第三百八

知事又は自治大臣が決定し、又は修正し町長に通知した価格等に関する事項を除く）に因する
 不服を審査決定するため、町固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第八十条 第一項中「余動機付自動車、軽自動車」の次に「小型特殊自動車」を加える。

第八十二条 第二号を次のように改める。

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

二 輪のもの（側車付のものを含む） 年 額 十五万円

三 輪のもの 年 額 二十万円

四 輪以上のもの

乗 用 年 額 三十万円

貨物用 年 額 三十五万円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車 年 額 十 円

その他のもの 年 額 三十万円

第八十三条 第二項中「徴収令書」を「納税通知書」に改める。

第八十五条 第八十六条の三、第九十条第二項及び第九十一条（見出しを含む）中「余動機付自動車」の次に、

「小型特殊自動車」を加える。

第八十九条 削除。

第九十二条中 見出しに「町」又は「消費税の納税義務者等」を加之 第三項の次に第三項、第四項を次のとおり加

えり。

3. 又は「消費税の課税標準」は、法第七十四条第三項に規定する課税標準算定の基礎となる額に

公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年二月までの間において、納税の区域内に存在する

公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造又はこの本数に~~あつて~~全額二十

4. 前項の製造又はこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造又はこ

の本数の算定については、刻みたばこは一グラムを、葉巻たばこは二十分の一本を、また

それぞれ紙巻たばこ一本に換算し、パイプたばこは一包装単位を、また紙巻たばこ五十本

第九十三条中 「百分の十一」と「百分の十三・四」に改める。

第九十五条 削除

第九十八条中 「百分の十」と「百分の八」に改める。

第九十九条及び 第一百五条中 「法第四百八十九条第六項」と「法第四百八十九条第八項」に改める。

第一百九条 削除

第一百十六条 削除

第一百三十六条 削除

第一百三十六条 削除

第一百四十九条第二項中 「その発生した月の翌日」を「その発生した日の属する月から」に改める。

第百四十九条第三項中「その消滅した日まで」と「その消滅した日の属する月の前月まで」に改める。

第百五十条の次に次の条を加える。

第百五十条の二 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険の額は、^{第百五十条の二} 第百五十条の二 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険の額は、

第百五十条の課税額から当該各号に掲げる額を減額したものとす。

一 法第七百三条の四に規定する所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合算額が、

第百三十四条の二第一項第六号に掲げる金額をこえない世帯に係る納税義務者

イ 被保険者均等割額

被保険者(第百三十四条第二項に規定する世帯主を除く)

一人につき、^{千二百四十円} 千二百四十円

一世帯につき、^{千二百四十円} 千二百四十円

二 法第七百三条の四に規定する所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合算額が、

第百三十四条の二第一項第六号に掲げる金額に被保険者(当該納税義務者を除く)一人につき、

一百五十円を加算した金額をこえない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く)

イ 被保険者均等割額

被保険者(第百三十四条第二項に規定する世帯主を除く)

一人につき、^{百六十円} 百六十円

一世帯につき、^{百六十円} 百六十円

第百五十一条(見出しを含む)「徴税令書」と「納税通知書」に改める。

第百五十二条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の町税から適用する。

但し、第十九条、第四十三条第三項、第四十八条第三項、第五十二条、第七十一条、第七十三条、第七十八條、第八十九條、第九十五條、第九十九條、第一百五条、第一百九條、第一百十六條、第一百二十六條、第三百三十六條、第三百五十二條の規定は、昭和三十八年十月一日から施行し、この条例の施行の日以後に納付し、納入し又は徴収する延滞金額について適用する。ただし、当該延滞金額が同日前の期前に対応するものの計算については、なお従前の例による。

第八十条第一項、第八十二条第一号、第八十五条、第八十六条の二、第九十条第二項、第九十一条の規定は、昭和三十八年十月十五日から施行し、改正後の規定は、昭和三十八年十月十五日以後に課すべき軽自動車税がら適用し、同日前課し、又は課すべきであった軽自動車税については、なお従前の例による。